

未来の千葉市農業創造事業(経営拡大支援タイプ)補助金のご案内

1 事業の目的等

本補助事業は、野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ソバ及び飼料作物（飼料用米を含む）生産農家の生産近代化機械施設、流通近代化機械施設、産地管理機械施設の整備の促進を通じ、当該農産物の産地の健全な育成及び安定した生産を図ることを目的とします。

また、畜産農家の生産設備及び環境衛生対策設備を効率化することにより、生産性を向上させ、経営体質を強化することを目的とします。

2 補助対象の分類

- (1) 経営拡大支援タイプ・大型機械導入コース（補助金額の上限が2,000万円、下限が500万円超）
- (2) 経営拡大支援タイプ・小型機械導入コース（補助金額の上限が500万円）

3 補助対象事業者

次に掲げる者が対象です。

- (1) 野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ソバ及び飼料作物（飼料用米を含む）生産農家
農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体に市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体
- (2) 畜産農家
認定農業者又は畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体

4 補助の制限

同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けることができる回数は、同一年度内で1回となります。

5 補助対象事業

【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ソバ及び飼料作物（飼料用米を含む）】

(1) 生産近代化機械施設整備事業

補助事業者が実施する当該農作物の生産に必要な省力化及び近代化に関する次のいずれかの施設の整備又は機械の導入に対して支援します。

ア 農業用機械施設

農業用機械及び農業機械用格納庫であって、農業用機械にあつては耐用年数が5年以上であるもの、農業用機械格納庫にあつては床面積が20平方メートル以上であるもの

イ 栽培施設

当該事業に要する栽培用の施設で、面積が1,500平方メートル以上のもの

ウ 育苗施設

当該事業に要する育苗用の施設で、面積が100平方メートル以上であるもの

エ 水耕施設

当該事業に要する水耕栽培のための施設で、面積が500平方メートル以上であるもの

オ 乾燥調整選別処理加工施設

当該農作物の出荷に要する乾燥、調整、選別等の加工処理のための施設で、面積が100平方メートル以上であるもの

カ 省エネルギー設備

当該事業に要する省エネルギー化が図られる設備で、受益面積が500平方メートル以上であるもの

キ 環境制御設備

当該事業に要する栽培環境を制御するための設備で、受益面積500平方メートル以上であるもの

ク 種苗貯蔵施設

当該事業に要する種苗の貯蔵のための施設で、面積が10平方メートル以上であるもの

ケ 防除機械施設

当該事業に要する病虫害防除のための機械及び施設で、事業面積が50アール以上で、タンクの容量が400リットル以上であるもの

コ 果樹棚施設及び多目的防災施設

果樹生産に要する栽培棚及び風、霜、鳥等の害を防ぐための施設で、事業面積が30アール以上であるもの

サ スマート農業支援機器・機械

I C Tやロボット技術等の先端技術を活用した機器・機械で、スマート農業を推進するもの

(2) 流通近代化機械施設整備事業

生産物の加工及び出荷に関する次のいずれかの施設の整備及び機械の導入に対して支援します。

ア 集出荷機械施設

生産物の集出荷施設又は集められた農業生産物を出荷のために選別、梱包等をする機械で、事業面積が50平方メートル以上であるもの

イ 貯蔵機械施設

生産物を貯蔵するための施設又は機械で、事業面積が10平方メートル以上であるもの

ウ 予冷・保冷施設

生産物を出荷するために予冷若しくは保冷するための施設又は機械で、施設にあっては面積が10平方メートル以上であるもの、保冷車にあっては車載量が2トン以上であるもの

エ 加工処理施設

生産物を加工して出荷するための施設又は機械で、事業の受益面積が10平方メートル以上であるもの

オ 販売施設

生産物を販売するための施設で、面積が10平方メートル以上であるもの

カ 流通対策

生産物の出荷、販売に要する資材を購入すること

(3) 産地管理機械施設整備事業

農業生産物の出荷、流通及び販売を管理するために要するシステムを導入する

(4) その他関係事業

(1) から (3) までに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるもの。

【畜産】

(1) 生産近代化機械施設整備事業

次の施設の改修又は機械の更新に対して支援します。

ア 農業機械施設

飼料生産に要する農業用機械及び農業用機械格納庫をいう。ただし、農業用機械は耐用年数5年以上であるもの、農業用機械格納庫については20平方メートル以上であるもの

イ 貯蔵施設

飼料等の貯蔵に要する施設で、面積が100平方メートル以上のもの

ウ 家畜飼養管理施設

家畜の飼養に要する施設で、施設面積が 1,000 平方メートル以上のもの

(2) 流通近代化機械施設整備事業

畜産物の出荷又は販売に要する次のいずれかの施設の改修又は機械の更新に対して支援します。

ア 管理施設

畜産物の流通管理に要する施設で、面積が 50 平方メートル以上のもの

イ 貯蔵施設

畜産物の貯蔵に要する施設で、面積が 50 平方メートル以上のもの

ウ 予冷保冷施設

畜産物を出荷時に保冷するための施設又は保冷車で、施設にあっては容量が 2,000 リットル以上、保冷車にあっては車載量が 2 トン以上であるもの

エ 加工処理施設

畜産物を加工するための施設及び機械であって、施設にあっては面積が 50 平方メートル以上のもの

(3) 環境衛生対策施設整備事業

家畜糞尿による環境汚染の予防又は対策に要する次の施設の改修又は機械の更新に対して支援します。

ア 堆肥生産施設

家畜糞尿の堆肥化に要する施設又は機械で、施設にあっては面積が 50 平方メートルのもの

イ 消毒機械施設

家畜糞尿による環境汚染対策に要する消毒用の機械で、タンクの容量が 400 リットル以上のもの

(4) その他関連事業

(1) から (3) までは掲げるもののほか、畜産業の健全な育成及び安定生産及び家畜糞尿の適正処理を図る上で必要な事業であって、市長が補助事業として適当であると認めるもの。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、以下のとおり施設、機械設備の新規導入に加え、法定耐用年数を経過した施設、機械設備の更新も対象になります。

ただし、消費税及び地方消費税相当額を除きます。

(1) 事業の実施に要する施設、機械設備の新規導入にかかる経費

(2) 事業の実施に要する法定耐用年数を経過した施設、機械設備の更新にかかる経費

(3) その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの

【補助対象外となるもの】農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの

7 補助率

補助率は、対象経費の 10 分の 3 以内（予算の範囲内で実施）とします。

ただし、当該事業で生産する品目が千葉市奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉市奨励品目」という。）である場合、スマート農業を推進するものである場合は、対象経費の 10 分の 5 以内とします。

1 事業者当たりの補助金額の上限は、

(1) 大型機械導入コースが 2,000 万円（予算の範囲内）。

(2) 小型機械導入コースが 500 万円（予算の範囲内）。

8 千葉市奨励品目

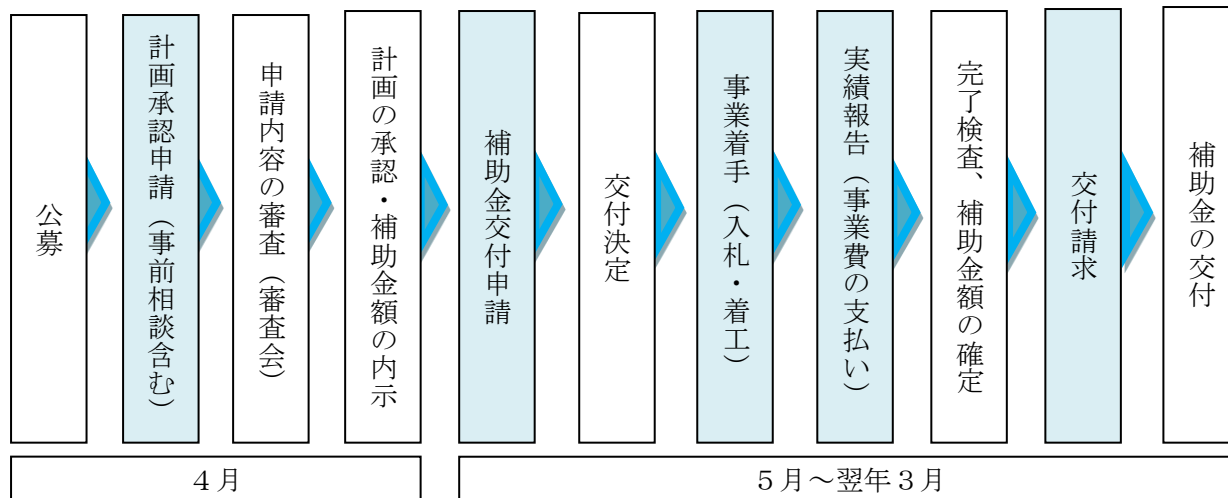
千葉市の奨励品目は、次のとおりです。

(1) 野菜：ニンジン、ネギ、ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ、イチゴ、トマト（ミニトマト）

- (2) 作物：ラッカセイ、サツマイモ、飼料作物（飼料用米を含む）
- (3) 花き：鉢花
- (4) 果樹：ナシ

9-1 補助金交付の流れ(大型機械導入コースの場合)

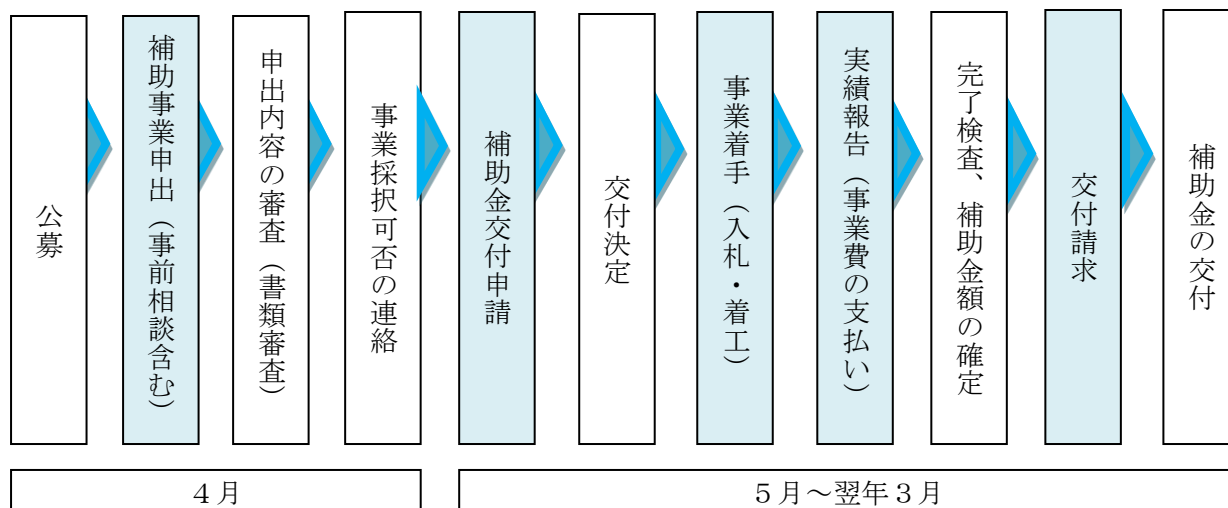
補助金申請、交付の流れ、おおよそのスケジュールは以下のとおりです。



- ※ …… 補助金の交付対象の事業者が行うこと。
 …… 千葉市が行うこと。

9-2 補助金交付の流れ(小型機械導入コースの場合)

補助金申請、交付の流れ、おおよそのスケジュールは以下のとおりです。



- ※ …… 補助金の交付対象の事業者が行うこと。
 …… 千葉市が行うこと。

10 申請手続き

千葉市経済農政局農政部 農政センター農業生産振興課生産支援班

千葉市若葉区野呂町714-3

TEL 043-228-6282 FAX 043-228-3317

E-Mail seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp